



第84号
発行所 北浦村役場
北浦村大字山田
発行人 北浦村長 高柳庄次郎
さんゆう社印刷所

村の人口	
男	5,825
女	6,253
計	12,078
世帯数	2,257

第三回臨時会

議 レポート
八月二十日、一日の会期で開かれ、次の議案が、原案どおり議決された。
議案第二十六号
専決処分の報告
七月四日の参議院議員選挙費国庫補助金の決定にともない七月二日付これが予算について専決したこと、報告、承認を得た。
議案第二十七号 普通財産の払下げ処分について
山林

○小舟津台地に建設がきまつた国際電信電話株式会社敷地として山林を売りわたした地主より、代替地の要求がなされておりましたこのことについて、慎重なる審議のもとに、村有林を払下げることと決定したものです。内容は次のとおりです。
大字両宿字山王八一四のロ
同 字梨子の木八一三
七反八畝十七歩
原野
同 字山王八一四のイ

山林
同 字武蔵野一〇六八番
二町五反二畝二十七歩
議案第二十八号 昭和四十年年度北浦村一般会計補正予算について
○村有林の払下げによる、財産収入を主財源とし、庁舎敷地購入費ほか、教育費等について補正をした。
五畝二十二歩

九月二十日までに

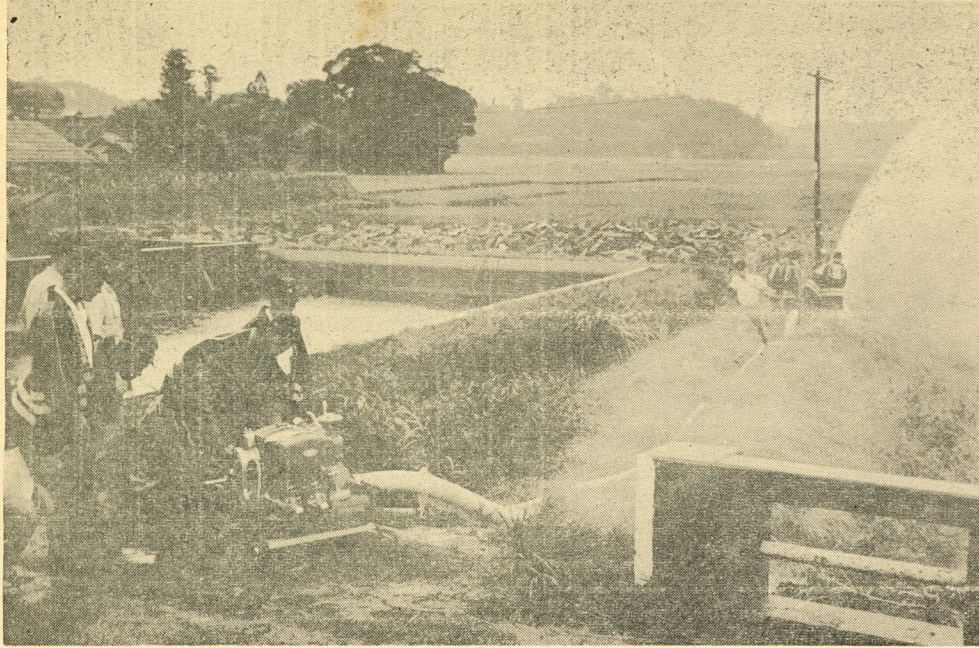
昭和四十年基本選挙人名簿登録申請

九月十五日現在で基本選挙人名簿が作られます。すでに区長さんから登録申請の用紙が配布されたことと思いますが、選挙権は大切な、法的期間によつて決定されますので、注意下さい。

消防力の充実

動力ポンプ購入

消防団の器具整備計画は、年度とともに充実してまいりました。殊に各部からの強い要望をみたすべく努力しております。
本年度も、計画どおり国庫補助をうけ入れ、小型動力ポンプを購入入致しました。
ポンプは整備されても、ほんとうの消防力の充実には、皆さんの火災等にたいする、めんみつな予

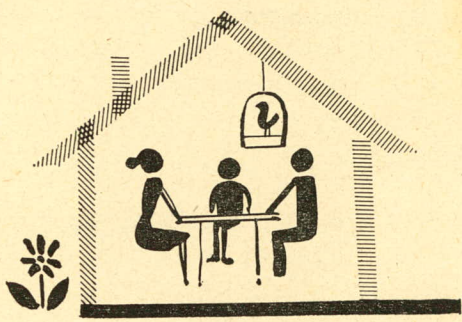


写真は購入ポンプの放水状況一内宿橋附近にて

今月は
国民年金保険料
の納入月です
9月30日 各公民館
で出張徴収を行ないますので御利用下さい

九月のおもな行事

- 防災の日(一日)
- 性病予防週間(一日～七日)
- 愛の血液助け合い運動(九月中)
- 第十六回全国労働衛生週間準備月間(九月中)
- 身体障害者雇用促進月間(九月中)
- 下水道促進デー(十日)
- 老人の日(十五日)
- 老人福祉週間(十五日～二十一日)
- 働く婦人の福祉運動(十五日～二十四日)
- 第十八回健康保険全国勤労者陸上競技大会(十八日～十九日)
- 全国環境衛生大会(十九日～二十日)
- 第二十回国民体育大会夏季大会(十九日～二十二日)
- 航空日(二十日)
- 結核予防週間(二十四日～三十日)
- 全国青年学級生大会(二十五日)



10月1日 国勢調査

保健衛生、教育、住宅、その他のいろいろな仕事をするとともに、まず住民の正確な統計が必要になります。この調査は、五年に一度、正確な人口の統計を作つて、行政の基礎資料を得るために行われるものです。
国勢調査の調査票は、世帯ごと

- 国勢調査員氏名
- | | |
|-------|-------|
| 小 貫 | 原田 長作 |
| 本 沢 | 本 正己 |
| 原 正己 | 稲田 稔三 |
| 堀 順三 | 男庭 聖 |
| 石橋 栄寿 | |

十月一日には、国勢調査が行われます。皆さんの自宅には、国勢調査員が九月二十四日から三十日の間に訪問して調査票をくばります。
国勢調査は、なんのために行われるのでしょうか。国や市町村でしている仕事、たとえば、住民の



●第二回アジア司法会議(二十七日～三十日)

- 国調で築け明るいよい郷土
(総理府募集の国勢調査標語入選作品 北浦村 斎藤利雄)
- | | |
|-------|-------|
| 次 木 | 小沼 悦明 |
| 両 宿 | 伊原 勇 |
| 宮内 | 額賀 功夫 |
| 河野 豊次 | 宮内 俊行 |
| 柳町 文雄 | 清水 達也 |
| 額賀 正夫 | 高柳 伸一 |
| 河野 真 | 村上 善衛 |
| 森崎 平 | 久米 綱雄 |
| 高柳 貞雄 | 勢司 恵一 |
| 原目 忠治 | 浜内 申次 |
| 溝口 正衛 | 石間 仁男 |
| 本戸 賢一 | 高柳 長嘉 |
| 山野 安三 | 横田 松夫 |
| 方波見忠一 | 大和田孫衛 |
| 大和田英雄 | 椎名 重 |
| 飯田 満 | 前田 了 |
| 高柳 功 | 桜井 金一 |
| 掛田 栄 | 久保 春次 |
| 三郎 | 石橋 一男 |
| 松田 四郎 | 斎藤 静 |
| 南高岡 | |
| 北高岡 | |

共済組合
だより
功労者並びに
優良納入組合表彰

本紙八月号でお知らせの通り、功労者並びに優良納入組合の表彰式が八月二十日東京浅草鮎忠食堂にて、北浦村長代中村産業課長及び県連銚田出帳所長臨席のもとに納入組合長約百名出席盛況に開催されました。

齊藤組合長の挨拶と共に組合運営に対する納入組合の重要性と事業推進の関連について、説明あり、次いで共済功労者として、小沢直喜、横瀬藤一、内野国造、勢司庄次、高野好雄、大原儀平の六氏に対し村長から、又、宮内繁司高柳功、齊藤淳の三氏に対し銚田出帳所長からそれぞれ感謝状並びに記念品が贈呈されました。

組合名	組合長名	表彰回数
吉川第一	大平 一郎	二
第三	成井 達雄	二
後北浦	平山 守	三
繁昌第一	横田 松夫	四
山津平	山野 安三	三
南谷津	石間 仁男	三
前内	齊藤 延	一
前原第一	小沢 直喜	一
宮内	幸作	四
第一東	庄司 一郎	一
第一西	大和田理夫	二
中根第三	塚原 健司	三
山田第二	溝口 正徳	四
第三	横瀬 保雄	四
根	堀 吉次郎	二
本宿第一	勢司 庄次	二
本宿第二	内野 国造	二
鶴ヶ居中	石上 正二	一
行戸第二北根	境橋 次男	三
本郷南	椎名 吉松	四
友愛	堀 義永	三
荒屋	根崎 清	二
長栄	前田 博	一
向	石崎 光也	一
小幡北谷	北谷 正男	一
稲ヶ谷西	齊藤 徳吉	一
依田谷第一	岡崎 孝彰	一
第一掛田	孝彰	一
小幡稲ヶ谷東	山崎 輝雄	一
南高岡西一	金田 弘蔵	一
北高岡上二	堀 治雄	一
小幡平須賀	水野 正平	一
両宿宿合	宮内 光禧	四
古宿第二	鈴木 昌	三
山王	境 重雄	一
内宿小舟津東	海老原 広	一
久保の沢	清水 達也	一
東第一	武内 昭	一
上宿第二	柳町千代春	一
三和穴瀬第一	河野 徹	二
金上第三	長峰安兵衛	一
成田第一	成田 嘉一	三
長野江中部	高柳 博次	三
新田第一	大原 儀平	三
次木上の台	店曲孝四郎	二
栗生	河野 正	二
北第一	五十野 茂	三
小貫新橋	有馬 行雄	四
根木山第一	孝明	一
仲二反田	吉田 とき	一
東大和名	本沢 利雄	三
上二反田	島田 久夫	二
旭	野原 幸助	一

食中毒のシーズンです

▽：食中毒と一口に言っても、これは食べ合わせが悪いとか、種々…△
▽：の栄養障害や赤痢、腸チフス、コレラなどの経口伝染病は含ま…△
▽：れません。一般には、食中毒を起こす細菌が付着し増殖している…△
▽：る状態、食品に毒物が混入しているかまたは存在している状態…△
▽：このどちらかにある食品を人が食べることによって、その健康…△
▽：がそこなわれることを言っています。

八月、九月がピーク
食中毒は気温の上昇とともに六月頃から増え始め、八月、九月をピークに十月いっぱい猛威をふるいます。年令別には十五才二十才の患者が特に多いのは、この世代がいちばん外食する機会が多いためとみられます。

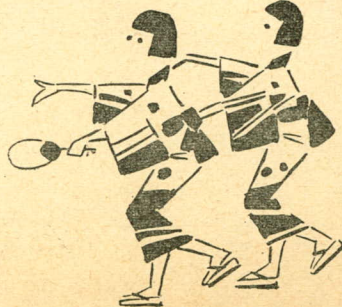
昨年一年間には全国で二、〇一〇件、四一、五一三人の食中毒がありそのうち一三八人が死亡、県内では四〇八人の患者が一人が死亡しています。この数は、医師から保健所に届出があつた場合だけの数で、実際にはこの二、三倍くらいはあつたろうと思われま

好塩菌が主犯人
わが国では、好塩菌、サルモネラ、ブドウ球菌による食中毒が多く、特に私たちが魚をナマで食べる習慣があるため好塩菌によるものが非常に多くています。またこの細菌は温度による影響が他の食中毒菌より大きく、例年五月頃から活躍し、現在では細菌性食中毒の八〇%以上の原因となつています。

これだけは守ろう
食中毒を防ぐための注意は、みな簡単なことばかりで、ただこれを守るか、おろそかにするかに鍵があるわけです。

調理する人は、特に健康に気を付けて、下痢をしているとき、かぜをひいているとき、手指にケガをしているときは調理を避ける。

夏ぶとんの始末



不用になつた夏ぶとん類は、早目に始末しておきましょう。いつまでも押入れにいつつばなしにしておくとかびやにおいがついてしまいます。

ふとん皮をとつて、わたを一度夜露にあて、秋晴れの日をえらんで十分に当めます。皮はまる洗いができるものは、かならず洗つておきましょう。なお夏ぶとんのようによごれやすいものは手入れが楽にできるように仕立てておくべしです。

わたも、四、五年に一度は打ち直しに出しましょう。この頃はキルティングした合織わたのふとんがたくさん出回つており、丸洗いができるようですが、これも、専門家にたのんで洗つてもらつた方が形がくずれません。

夏用の毛布もついでに洗つておきましょう。たらいの中で、踏み落ちるものです。

募金は許可を受けてから

～募金取締に関する県条例について～

学校関係の募金、神社関係の募金と、日ごろ、わたくしたちは、いろいろな寄付を求められることが多くあります。また一方では、そうした募金を行なう立場に立つことも、ままあります。

こうした際に、寄付が割当てであるとか、ムリじいされたというたぐいの不平や不満をときどき耳にします。このような不愉快なことをなくし、すべての募金が、健全に行われることを目的として、県に「募金取締に関する条例」が設けられています。この条例に基づき募金を行なう者は、知事または振興事務所の許可を受けることを義務づけられています。この条例のあらましは、次のとおりです。

1 募金および寄付とは

「募金」とは、どのような名義を用いるにかかわらず、多数人（法人や団体を含みます。）に寄付を促す行為を指します。また「寄付」とは、金や品物などの供与や交付で、債務の履行としてなされるもの以外のものをいいます。つまり、募金する者から、金品を提供させるについて、勧誘をしたり、依頼をするなど、なんらかの働きかけがあり、それに対し、寄付を求められた者は、提供した金品に相当する反対給付として、直接または具体的な利益を受けることがないものです。したがって、特定の会員から会費を徴収することや、自発的に金品を提供することは、募金とは申せませんから、この条例の規制の対象外ということになります。

2 条例の適用が除外される募金

- 次のような場合は、許可を受けることを要しません。
- (1) 募集金品等の総額が5万円に満たないもの
 - (2) 市町村、県、国などが行なうもの
 - (3) 社会福祉事業法など法令の規定に基づき行なうもの
 - (4) 宗教法人が、その維持のため、定例的に行なうもの
 - (5) そのほか特に知事が定めたもの

3 募金の許可の手続き

募金を行なおうとするときは、その開始の日の15日前までに、募金責任者の住所・氏名、募金を必要とする理由、募金期間等を記載した所定の申請書を、所轄の振興事務所へ提出することになります。申請書の用紙は、各振興事務所に用意してあります。提出された申請書はその記載事項が条例に規定されている要件に合えば、1週間前後で許可証等が交付になります。ここではじめて、募金をすることができることとなります。

4 その他

- (1) 募金に際しては、募金責任者及び募金従事員は、常に許可証かその写を携帯し、関係公務員の請求があつたときは、これを提示しなければなりません。
- (2) 寄付は、あくまで自由意志に基づくものとし、募金にあつては、寄付を強要するようなことがあつてはなりません。
- (3) 募金責任者は、常に募集金品等の現在高その他必要な事項を明らかにした帳簿その他の書類を備えておかねばなりません。
- (4) 募金責任者は、募金を中止したとき、終了したとき、募金期間が満了したとき、募集金品等の処分をしたときは、7日以内に収支計算書を添えて所轄の振興事務所へ報告書を提出しなければなりません。
- (5) 許可を受けずに募金を行つたり、申請書に偽りのことを書いたり、定められた報告をしなかつたり、関係吏員の調査を拒んだりしますと罰せられますからご注意ください。
- (6) その他募金について不明の点は各振興事務所の振興課又は総務部総務課におたずね下さい